覚　書

件名：サンバレー那須の就業に関して

東京都千代田区神田鍛冶町 3-4 oak 神田鍛冶町 2F
株式会社グッドマンサービス
代表取締役　月花　拓美

標記の件に関して、スタッフ名（以下「甲」という）と、株式会社グッドマンサービス（以下「乙」という）は、下記事項に関して覚書を締結する。

記

1.　無断退寮をした場合

甲は、サンバレー那須と乙の許可なく無断で退寮した場合、寮の原状回復費用、鍵の交換費用、出張費用等を請求されても異議申し立てしない

2.　貸与物・備品類の関して

甲は貸与物（制服、寮、カギ等)、就業先や寮の備品類など責任をもって管理・利用する。業務終了後、それらについて破損、汚濁なく返却するものとする。尚、故意、重大な過失により損害が生じた場合には、甲が責任をもって弁償する。

3.　派遣先指揮命令者の指示に違反した場合

甲は派遣先指揮命令者の指示を遵守するよう改善する。

それでも改善が見込めない場合、自己都合による即時退職また損害を請求されても意義申し立てしない。

4.　出退勤のデータを意図的に改ざんした場合

甲は正しい出退勤のデータを急ぎ提出をする。また意図的な改ざんが認められた場合、詐欺罪、電磁的記録不正作出罪、私文書偽造罪に問われても異議申し立てしない

以上